

補講のご案内

令和元年 8 月 26 日

「安全衛生規則の一部改正」に係る伐木等特別教育の補講を下記のとおり実施いたしますので、お知らせします。

記

1. 現在所有されている「伐等特別教育の修了証」は 2020 年 7 月までは使用できません。来年の 7 月までに「補講」を受講して下さい。

2. 受講申込をする際には、別途「受講申込にあたっての注意事項」をよく確認して下さい。

3. 県内各会場の講習会日程は、本年 12 月までしか掲載しておりませんが、引き続き来年 1 月から 7 月まで講習会を実施して参ります。(日程については、林防災ホームページに掲載いたします。)

・県内各会場

- ① 広島県土地改良会館
- ② 安芸太田町林業総合センター
- ③ 三次市職業訓練センター
- ④ 神辺文化センター(調整中)

・出張講習(30 名程度)も引き続き実施いたしますので、希望がありましたら事前にご連絡下さい。